

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年千葉県条例第27号）

（目的）

第1条 この条例は、盗品等の売買等の防止及びこれの速やかな発見を図るため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行うことにより、窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、これによる被害の迅速な回復に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「特定金属類」とは、金属製の物品であつて、次の各号に掲げるものをいう。ただし、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物であるものを除く。

- （1）電線（製品の部品であつて、当該製品から分離されていないものを除く。）
- （2）主として側溝その他の排水施設に用いられる蓋であつて、格子状その他これに類する形状であるもの
- （3）マンホールの蓋その他これに類するものとして千葉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるもの
- （4）主として建設工事の現場において敷板として使用される板
- （5）主として建設工事の現場において足場に用いられる板
- （6）銅又は銅合金の板であつて、建築材料その他これに類するものとして公安委員会規則で定めるものとして使用されるもの
- （7）前各号に掲げるもののほか、盗難等による被害の状況及び盗品等の流通の状況を勘案して公安委員会規則で定めるもの

2 この条例において「特定金属類取扱業」とは、特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、次の各号に掲げる営業以外のものをいう。

- （1）特定金属類を売却すること又は自己が売却した特定金属類を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業
- （2）製造後使用されたことのない特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することのみを行う営業（前号に掲げる営業を除く。）
- （3）自ら特定金属類の使用（その全部又は一部を原材料として利用することができる状態にすることを除く。）をするためにこれを買受けることのみを行う営業（前号に掲げる営業を除く。）
- （4）前各号に掲げるもののほか、盗品等を取り扱うおそれが少ない営業として公安委員会規則で定めるもの

3 この条例において「特定金属類取扱業者」とは、次条の許可を受けて特定金属類取扱業を営む者をいう。

4 この条例において「盗品等」とは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつ

て領得された物をいう。

(許可)

第3条 特定金属類取扱業を営もうとする者は、あらかじめ千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は第24条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 第20条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (5) 第20条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第5号の規定による届出書の提出をした者（特定金属類取扱業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該提出の日から起算して5年を経過しないもの
- (6) 心身の故障により特定金属類取扱業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうちに第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の手続)

第5条 第3条の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 行商をしようとする者であるかどうかの別
- (4) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
(許可の取消し)

第6条 公安委員会は、第3条の許可を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
(2) 第4条各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
(3) 許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

2 公安委員会は、第3条の許可を受けた者の営業所の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会規則で定める事項を公示し、その公示の日から30日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第3章の規定は、適用しない。
(変更の届出)

第7条 特定金属類取扱業者は、第5条第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、その3日前までに、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、第5条各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その日から14日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20日）以内に、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第8条 特定金属類取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、公安委員会規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
(5) 特定金属類取扱業を廃止した場合 特定金属類取扱業者であつた個人又は特定金属類取扱業者であつた法人を代表する役員

(名義貸しの禁止)

第9条 特定金属類取扱業者は、自己の名義をもって、他人に特定金属類取扱業を営ませてはならない。

(行商人証の携帯等)

第10条 特定金属類取扱業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した行商人証（以下「行商人証」という。）を携帯していなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該代理人等に行商人証を携帯させなければならない。

3 特定金属類取扱業者又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から行商人証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(標識の掲示等)

第11条 特定金属類取扱業者は、公安委員会規則で定めるところにより、県内に所在する営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(確認等及び申告)

第12条 特定金属類取扱業者は、特定金属類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

(1) 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること。

(2) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。

(3) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録であって、これらの情報についてその者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第4条第1項又は第15条第1項の認定を受けた者により同法第2条第2項に規定する証明がされるものに限る。）が行われているものの提供を受けること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

(1) 対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合

(2) 自己が売却した特定金属類を当該売却の相手方から買い受ける場合

3 特定金属類取扱業者は、特定金属類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該特定金属類について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第13条 特定金属類取扱業者は、買受け若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、特定金属類を受け取ったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その都度、次の各号に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類として公安委員会規則で定めるもの（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。ただし、前条第2項各号に規定する場合は、この限りでない。

(1) 取引の年月日

(2) 特定金属類の品目及び数量

(3) 特定金属類の特徴

(4) 相手方の住所、氏名、職業及び年齢

(5) 前条第1項の規定によりとった措置の区分（同項第1号及び第4号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法）

第14条 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所に備え付け、又は同条の電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、公安委員会規則で定めるところにより、直ちに公安委員会に届け出なければならない。

(品触れ)

第15条 千葉県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、特定金属類取扱業者に対して、盗品等の品触れを書面により発することができる。

2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から6月間これを保存しなければならない。ただし、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平

成 17 年千葉県条例第 102 号) 第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

3 特定金属類取扱業者は、品触れを受けた日にその特定金属類を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する特定金属類を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

4 千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第 3 項の規定は、適用しない。

(差止め)

第 16 条 特定金属類取扱業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた特定金属類について、盗品等であると疑うに足る相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該特定金属類取扱業者に対し 30 日以内の期間を定めて、その特定金属類の保管を命ずることができる。

(報告徴収)

第 17 条 警察本部長等は、この条例の施行に必要な限度において、特定金属類取扱業者に対し、盗品等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第 18 条 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、営業時間内に限り、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所に立ち入り、特定金属類及び帳簿等(第 14 条第 1 項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第 27 条第 5 号において同じ。)を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第 19 条 特定金属類取扱業者又はその代理人等がその特定金属類取扱業に関しこの条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該特定金属類取扱業者に対し、期限を定めて、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(許可の取消し等)

第 20 条 特定金属類取扱業者若しくはその代理人等がその特定金属類取扱業に関しこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると

認めるとき、又は特定金属類取扱業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、公安委員会は、当該特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定金属類取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第21条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、千葉県行政手続条例第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、千葉県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（手数料）

第22条 第3条の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- （1）第3条の規定に違反して許可を受けないで特定金属類取扱業を営んだ者
- （2）偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けた者
- （3）第9条の規定に違反した者
- （4）第20条の規定による命令に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- （1）第12条第1項、第14条第1項又は第15条第3項の規定に違反した者
- （2）第13条の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者
- （3）第14条第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- （4）第15条第2項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者
- （5）第16条の規定による命令に違反した者

第26条 第5条の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- (2) 第8条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者
- (3) 第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定に違反した者
- (4) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第18条第1項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に特定金属類取扱業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して6月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定金属類取扱業を営むことができる。その者がその期間内に第3条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 3 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例(令和6年千葉県条例第27号)に基づくもの	特定金属類取扱業許可申請手数料		1件につき	19,000円
---	-----------------	--	-------	---------

古物営業法施行規則(抜粋)

(確認の方法等)

- 第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。
- 2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者(次項第十号及び第四項において「代理人等」という。)の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようしなければならない。
- 3 法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。
- 一 相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、その印鑑登録証明書及び当該印鑑登録証明書に係る印鑑を押印した書面の送付を受けること。
- 二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して、本人限定受取郵便物等(名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する取扱いをされる郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物(以下「信書便物」という。)をいう。以下同じ。)を送付し、かつ、その到達を確かめること。
- 三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して金品を内容とする本人限定受取郵便物等を送付する方法により当該古物の代金を支払うことを約すること。
- 四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し又は印鑑登録証明書(以下「住民票の写し等」という。)の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等(住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下この号及び第九号において同じ。)が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報(当該相手方に当該古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信(当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。)を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等(引受け及び配達の記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。)をいう。以下同じ。)で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること(当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあつては、当該古物に係る法第十六条の帳簿等又

は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。)

五 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか二の書類の写し(明瞭に表示されたものに限る。)の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し(明瞭に表示されたものに限る。)及び当該相手方の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか(身分証明書等又は住民票の写し等を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が当該古物商が送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下この号において「補完書類」という。)若しくはその写し(明瞭に表示されたものに限る。)の送付を受け、並びに当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること(当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しを保存する場合に限る。)

イ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

ロ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

ハ 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書(当該相手方と同居する者のものを含む。)

ニ イからハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の住所及び氏名の記載があるもの(国家公安委員会が指定するものを除く。)

ホ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該相手方の身分証明書等又は住民票の写し等に準ずるもの(当該相手方の住所及び氏名の記載があるものに限る。)

六 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し等の送付を受け、並びに当該住民票の写し等に記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること。

七 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等の写し(明瞭に表示されたものに限る。)の送付を受け、当該身分証明書等の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該身分証明書等の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること(当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等の写しを保存する場合に限る。)

八 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び身分証明書等(当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下この号及び次号において「写真付き身分証明書等」という。)の画像情報であって、当該写真付き身分証明書等に係る画像情報が、当該写真付き身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、当該写真付き身分証明書等に貼り付けられた写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受けること(当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記

録とともに当該本人確認用画像情報(当該相手方の容貌の画像情報を除く。)を保存する場合に限る。)

- 九 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。)の送信を受け、並びに当該相手方から当該相手方の写真付き身分証明書等(住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。
- 十 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該古物商又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記(当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。)をさせること。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第一項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。
- 十一 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること(当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。))。
- 十二 相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該相手方に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省／法務省／経済産業省令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)並びに電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。
- 十三 法第十五条第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる措置をとった者に対し識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第三項に規定する識別符号をいう。)を付し、その送信を受けることその他のこれらの規定に掲げる措置をとった者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすますことが困難な方法により、相手方についてこれらの規定に掲げる措置を既にとっていることを確かめること。
- 4 古物市場主は、古物市場において取引をしようとする者について、許可証、行商従業者証その他の証明書により、古物商又はその代理人等であることを確かめるようにしなければならない。